

2021年12月15日

文京区長 成澤廣修 様

日本共産党文京区議会議員団

東京都議会議員 福手裕子

党文京地区・青年学生部長 石沢憲之

いのち・暮らし・営業を守る緊急申し入れ

1. 子育て世帯への10万円給付(新型コロナウイルス感染症対策臨時特別給付金)について

- ①子育て世帯への10万円給付の内、5万円相当のクーポン等による給付については開会中の臨時国会における与野党の審議と政府側の答弁を踏まえ、現金による給付として行うこと。
- ②支給日については、既に年内給付を進めていた児童手当制度による現金給付5万円を12月24日に振込むのに続き、荒川区や江戸川区にならない可能な限り年内振込みが実現できるよう追求すること。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染予防・経済対策について

新しい変異株の水際対策の目的は「時間稼ぎ」とされており、国内体制の強化を今、この時に追求することが必要です。

- ①「いつでも誰でも、何度でも無料で」の立場でPCR検査を大規模に実施すること。とりわけ保育園や学校・幼稚園、育成室や高齢者・障害者施設等での定期的なPCR検査や抗原検査を実施すること。
- ②発熱外来への補助金は昨年度で終わり、診療報酬の加算も9月で終了したため医療機関は特別な支援の予算を持たない状況になっています。地域医療全体の体制を整え、オミクロン株の感染を防ぐためにも、外来診療への財政支援を実施するよう国に要求すると共に、区としても独自に実施すること。
- ③文京保健所に保健師を増員するなど、体制の強化を図ること。
- ④地域経済への支援を行うため、区として中小企業事業継続補助金の2回目を実施すると共に、固定費支援給付金を創設して家賃やリース代など売り上げ回復如何に関わらず発生する経費への支援を行うこと。
- ⑤住宅確保給付金の利用がコロナ前と比較し令和2年度が116倍となったことを踏まえ、区として家賃補助制度の創設を検討すること。

3. 国民健康保険について

東京都は、11月29日開催の東京都国民健康保険運営協議会において、国の仮係数に基づいた2022年度の国保料が自治体独自の法定外繰り入れを行わない場合、国保加入者1人あたり17万2155円、今年度の15万7351円と比べて1万4804円(1.094倍)の大幅値上げになるとの試算を示しました。今回の国の仮係数による一人あたりの保険料額の値上げ幅は、国保制度を都道府県単位化して以来、最大の値上げ幅となっています。

- ①都道府県単位化導入の際に、法定外繰入を6年間でなくすとした計画そのものを見直し、これ以上、国保料を引き上げないことを区長会としての確固たる姿勢を示すよう求めること。
- ②今後の区長会においてあらゆる手立てを尽くし、2022年度の国保料を引き上げないよう強く求めること。
- ③国や東京都に対し、2022年度の国保料を引き上げないよう財政支出の拡充を求めること。あわせて、区として、2022年度の国保料を引き上げないよう法定外繰入を拡充し、予算措置を行うこと。
- ④国や東京都に対し、減免や納付免除などのとりくみをさらに充実するよう求めること。
- ⑤2022年度から始まる就学前までの子どもの均等割りの保険料額2分の1減額について、すべての子どもを対象を広げることを国と東京都に求めること、合わせて、区独自の対象拡大も検討すること。

4. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療の保険料率は2年ごとに見直しがされ、来年度(22年度)の見直しにあたり、東京都後期高齢者医療広域連合は、11月12日広域連合議員に対し、22・23年度の高齢者医療保険料率の見直しの、「算定案」を提示しました。算定案では、2つの保険料率案を示しています。

1つは、この間、都広域連合が独自に行ってきた保険料の軽減のための特別対策を行わず、政令通りにした場合は、保険料率が均等割額49400円(20・21年度比5300円増)、所得割率10.44%(1.72㊦増)となり、一人当たりの保険料の額が11万1793円で、1万740円の値上げです。

もう1つは、特別対策をこれまで通り実施した場合の算定では、保険料率は均等割額46800円(20・21年度比2700円増)、所得割率9.74%(1.02㊦増)となり、一人当たりの保険料の額が10万6133円で、5080円の値上げです。

また、来年10月には、後期高齢者医療の窓口2割負担が予定されており、高齢者に、ますます重い負担を強いるものです。医療機関からも受診抑制によって、病気が悪化することなどが指摘され、コロナ禍で生活も厳しく、年金に頼って生活する高齢者にとって、命さえ奪いかねない状況を広げることになります。

- ①2022・2023年度の保険料を引き上げないように、国や東京都へ財政措置を行うよう強く要望すること。
- ②来年度実施予定の窓口2割負担を中止するよう国に求めること。

5. 生活相談窓口を年末年始も機能させるために

- ①年末年始の閉庁期間、文京福祉事務所の相談窓口を開くと共に、相談を受けつけていることの周知を区ホームページや区設掲示板などで広く行うこと。
- ②住まいを喪失した相談者について都と協議の上、ビジネスホテルでの滞在を認めること。
- ③2020年3月以降に生活福祉課で生活相談を実施した方の内、生活保護申請に至らなかった方について、改めて区として把握して必要とする支援につなげること。

以上